

安全対策連絡協議会 資 料	邦人犯罪被害状況と、その他の留意 事項等について	平成 28 年 5 月 11 日 在カンボジア日本国大使館
<p>1 邦人犯罪被害状況</p> <p>当館で把握した昨年中（2015 年 1 月から 12 月までの間）のカンボジア国内における邦人犯罪被害件数は、計 89 件（※一昨年中は 96 件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ひったくり 48 件（※一昨年中は 39 件） 被害態様としては、徒歩ではもちろん、バッグ等を膝に置いてトゥクトゥクに乗車中、後ろから近づいてきた二人乗りオートバイに、追い抜きざまにひったくられるケースも多発しています。 対策として、不要なものは持ち歩かない、貴重品はバッグに入れず身につけておく、バッグは車道と反対側に持つ、トゥクトゥクに乗車するときもバッグを前に抱えるなどの対策が必要です。 ● いかさまカード賭博詐欺 20 件（※一昨年中は 18 件） 被害態様としては、東南アジア系の者（男女を問わず。）が、旅行者に対して親しげに話しかけ、巧みに自宅と称するアジトに誘い入れ、いかさま賭博を持ちかけて、最終的には金品をだまし取るケースがほとんどです。 対応策として、同様の被害が多発していることを念頭に、安易に他人を信用しない、ついて行かないなどの対策が必要です。 <p>2 その他の留意事項について</p> <p>カンボジア政府は、首相府のホームページにおいて、1 月 6 日付け首相決定書として、125CC 以下のオートバイを運転する際は、運転免許の取得は不要（但し、カンボジア人は ID 身分証明書、外国人は必ず旅券等の身分証明書を携帯すること）と発表しています。一方で、同政府においては、予告又は発表がない状態に変更が行われる可能性もあります。</p> <p>当館では、このような現状を踏まえ、路上等における警察官との無用なトラブルを避けるため、可能な限り運転免許を取得することを強く推奨します。</p> <p>3 特別警戒の実施について</p> <p>伊勢志摩サミットの開催（5 月 26、27 日の 2 日間）に伴い、当館においても <u>5 月 16 日から 29 日までの間を「特別警戒期間」として、各種警備の一層の強化を図る予定</u>です。</p>		

補足資料

I 邦人犯罪被害状況

1 当館で把握した昨年中邦人犯罪被害件数

計 89 件

(1) ひったくり 48 件（うち旅券被害 31 件）

- 男女別被害者数
男性 27 人／女性 21 人
- 在留・短期渡航者別被害者数
在留邦人 16 人／短期渡航者 32 人
- 発生地域別被害件数
プノンペン都 46 件／シェムリアップ州 2 件
- 移動形態別被害件数
 - ・ 徒歩で移動中 26 件
 - ・ トゥクトゥクで移動中 17 件
 - ・ 自転車で移動中 2 件
 - ・ オートバイで移動中 2 件
 - ・ カジノ店内 1 件
- 犯人の犯行時の状況
 - ・ オートバイに乗車中 46 件
 - ・ 徒歩 2 件
- 被害者のバッグの所持方法
 - ・ 48 件中 5 件はバッグをタスキ掛けして移動中の被害

(2) いかさまカード賭博詐欺 20 件

- 男女別被害者数
男性 14 人／女性 6 人
- 在留・短期渡航者別被害者数
在留邦人 1 人／短期渡航者 19 人
- 発生地域別被害件数
プノンペン都 18 件／シェムリアップ州 2 件
- 被害者が最初に被疑者に声を掛けられた場所
<プノンペン都>
 - ・ 王宮付近 3 件
 - ・ イオンモール内 3 件
 - ・ 国立博物館付近 2 件

- ・ 独立記念塔付近 1件
- ・ オールドマーケット 1件
- ・ スーパーマーケット前 1件
- ・ 徒歩で移動中 6件
- ・ 不明 1件

<シエムリアップ州>

- ・ 日本レストラン前 1件
- ・ 郵便局前 1件

○ 国籍（自称）・男女別被疑者数（声を掛けてきた被疑者）

- ・ タイ人（男性 2人／女性 2人）
- ・ インドネシア人（男性 2人／女性 2人）
- ・ インドネシア人（男女 1組）
- ・ マレーシア人（男性 2人／女性 1人）
- ・ カンボジア人（男性 1人／女性 1人）
- ・ フィリピン人（女性 2人）
- ・ 不明 4人

○ 具体的な声かけ事例

- ・ 「これから家でご飯を食べないか。」
- ・ 「家で誕生日会をするので一緒にどうか。」
- ・ 「以前、日本に住んでいた妹が友人から日本語の手紙を受け取ったが、読めないため、家に来て手紙を読んでほしい。」
- ・ 「今度妹が日本に行くので相談に乗ってほしい。」
- ・ 「これから日本で働くから漢字を教えてほしい。」
- ・ 「これから介護の仕事で日本に行くので日本のことをいろいろ教えてほしい」

○ 高額被害例（被害額 10,000 ドル以上）について

- ・ 20,000 ドル 1件、15,000 ドル 1件
（上記はいずれも、最後に相手が大金を掛けてきて、同じ金額を掛けないと負けになってしまうと言われて一度日本に戻り、現金を持参した上でだまし取られたもの）

(3) **侵入盗 8件**

○ 発生地域別被害件数

プノンペン都 7件／シエムリアップ州 1件

○ 場所別被害件数

ホテル内 6件／自室内 2件

○ 時間帯別被害件数

日中 4件／夜間 4件

- 在不在別被害件数
外出中 4件／在室（就寝）中 4件
- 盗難方法（事例）
 - ・ 外出先中に、ホテルのベッドマット下に隠していたバッグの中に入れておいた現金 200 ドルのみが無くなっていた。
 - ・ 外出先からゲストハウスに戻ったところ、部屋においていたバッグが無くなっていた。
 - ・ ホテルに就寝中にハンガーを使用されてバッグを盗難された。
 - ・ 自室で就寝中に棒のようなものを使用されてバッグを盗難された。

(4) 置き引き 6件

- 男女別被害者数
男性 6人
- 在留・短期滞在別被害者数
在留邦人 2人／短期渡航者 4人
- 発生地域別被害件数
 - ・ プノンペン都 5件（ソリヤモール内1件、レストラン内1件、セントラルマーケット内1件、作業現場内1件、ゲストハウス内1件）
 - ・ シェムリアップ州 1件（ゲストハウス内）

(5) すり 5件（うち旅券被害2件）

- 男女別被害者数
男性 2人／女性 3人
- 在留・短期渡航者別被害者数
在留邦人 2人／短期渡航者 3人
- 発生地域別被害件数
プノンペン都 5件
- 発生場所別被害件数
 - ・ イオンモール内1件
 - ・ オリピックマーケット内1件
 - ・ オートバイタクシーで移動中1件
 - ・ 長距離バスで移動中1件
 - ・ オリピックスタジアム付近1件

(6) 強盗（昏睡強盗） 1件

- 男性短期渡航者が深夜、プノンペン市内のホテル1階のバーで飲酒していた際、自称トルコ人及びスリランカ人に声をかけられて一緒に飲酒し、その後、別な場所で飲酒するために3人で外出したが泥酔してしまい、気づいた時はホテルの自室であった。所持品を確認したところ、現金 100 ドル及びキャッシュカード1枚が無くなっていた。

(7) 恐喝 1件

- 男性短期渡航者が日中、セントラルマーケットを散策中に自称カンボジア人の男性から自宅での昼食に誘われて昼食を食べた後、自宅にいた仲間からお金を出せと脅され現金 500 ドル及びカメラを取られた。その後、暫くその場所で監禁され、更に、クレジットカードで 300 ドルを引き出すように言われ、言われるがまま 300 ドル引き出して渡したところ解放された。

2 犯罪被害防止対策

(1) 路上・店内犯罪（強盗、ひったくり、すり、置き引き）被害防止対策

ア 徒歩による移動中において

- 外を歩く際は、出来る限り手荷物を持たないようにし、可能な限り両手を自由にしておく。
- やむを得ずバッグ等を所持する場合は、高価なバッグ等は避けて、バッグ本体を車道側に下げない。
- バッグの中には高価なものは入れない。不必要に多額の現金を持ち歩かない（使用する予定の現金のみ持ち歩く）。又、ズボンの後ろポケットに財布を入れない。
- バッグは肩に掛けているとひったくられやすく、また、タスキ掛けにした場合は取られにくい反面、強奪された際、負傷する可能性が高いことを認識する。※ タスキ掛けにした場合は両手で抱える。
- 夜間の徒歩による外出はできる限り避け、日中でも徒歩による移動は控える。
- 外出中は不審者や尾行者がいないか時々確認し、不審者等がいるのを確認したら、子供であっても油断せず、人が大勢いる商店等に待避してやり過ごす。
- 女装した男性や子供による抱きつきすりも報告されていることから、近付いてくる女性や子供を安易に受け入れない。

イ 車両（トゥクトゥク）による移動について

- 移動は出来る限り自家用車又はメータータクシーを利用し、なるべくトゥクトゥクは利用しない。モトドップ（オートバイタクシー）は交通事故の危険性もあることから極力利用しない。
- トゥクトゥクを利用する場合には、出来れば利用したことのある信頼できるドライバーに依頼する。或いはホテルやレストランの従業員に顔見知りの運転手を呼んでもらう。
- 乗車してからも気を抜かず、指示と異なる方向に向かっていないか常に周囲の様子を確認する。

- 乗車中も「オートバイに乗った犯人にバッグをひったくられるかも知れない」との意識を常に持ち、常に気を抜かない。
 - 乗車中、バッグを人目に付きやすい車内の椅子の上や膝上に置かない。バッグは手でしっかり抱きかかえる、又は、タスキ掛けにする等の方法によりひったくり犯に狙われにくいようにする。
- ウ レストラン等の店内において
- 席を離れる時は貴重品やバッグをその場に置かないで持ち歩く。
 - バッグを隣のイス等に置いた場合、置き引きの危険性があるため、膝の上に置く、又は食事中もタスキ掛けにしたままにして身から離さないようにする。（置き忘れの防止にも役立つ。）

(2) 侵入盗被害防止対策

- 出入口ドアに鍵（チェーンロックも取り付ける）を2個以上備え、外出・就寝時は確実に施錠する。
- 外出中でも部屋に貴重品を出したままにしない。必ず施錠した金庫等に入れておく。
- 高層階だからと過信せず、外出・就寝時も窓を開放したままにしない。
- 入居に当たっては、警備員が常駐して防犯カメラ等の警備設備の整っている建物を選定する。

(3) いかさま賭博防止対策

- 旅行中や滞在先に知り合った見知らぬ人の誘いに応じて一緒に行動したり、宿泊や食事を一緒にしたりしない。
- 知り合った人物に安易に自分の宿泊先や連絡先、滞在先を教えない。

II 交通事故発生状況

1 昨年中における交通死亡事故発生状況

カンボジア国内における昨年の交通事故による死者数は 2,265 人 で、2011 年 1,893 人、2012 年 1,894 件、2013 年 1,901 人、2014 年 2,148 人と過去 5 年間に於いて、年々増加をしている。

日本国内における 2015 年中の交通事故による死者数は 4,117 人 で、人口当たりの交通事故死者数は、日本では 30,802 人に 1 人 であるのに対し、カンボジアでは 6,680 人に 1 人 と、死亡事故発生率は日本の 4.61 倍 に上る。

自動車数当たりの死亡事故発生件数に至っては、日本が 18,749 台に 1 人 であるのに対し、カンボジアでは 189 台に 1 人 と、日本と比較して約 100 倍 も死亡事故が発生している。

交通事故形態	2015年	2014年	増減
交通事故発生件数（件）	4,595	4,840	-245 件 (-5%)
交通事故死者数（人）	2,265	2,148	+247 人 (+13%)

2 昨年中における地域別交通事故死者数（ワースト 5）

- ① プノンペン都 258 人
- ② カンダル州 172 人
- ③ タケオ州 151 人
- ④ バンティアイミエンチャイ州 147 人
- ⑤ コンポントム州 117 人

3 事故原因について

警察によると、交通事故の主な原因としては、スピード違反、飲酒運転、無免許による未熟運転、無謀運転、不注意運転等が挙げられており、死亡事故の 90 パーセント以上がオートバイ乗車時の事故で、死因の大多数がヘルメット未装着による脳挫傷とのことであり、又、殆どの方が交通事故保険に加入していないため、交通事故発生時の相手方の補償は期待出来ない。

4 改正道路交通法について

- (1) 2015年1月6日に改正道路交通法が施行され、以下のとおり罰則が強化された。

- 自動二輪車の後部座席に大人 1 人及び子供 1 人を乗せることができる。
3 歳以上の子供と運転手と乗客はヘルメットを被らなければならない。
- ※ ヘルメット着用義務違反

5,000リエル（運転者）、3,000リエル（同乗者）

- 運転手は、違反を犯した場合刑事責任を有し、管理人又はオーナーは、民事的責任を有する。
 - 無免許又は免許証を没収された状態で自動車を運転した者は6日間～1か月間の拘留又は100,000～800,000リエルの罰金に処する。
(改正前：25,000～200,000リエルの罰金)
 - 酒酔い運転を行った者（呼気1リットル中アルコール濃度が0.25mg以上又は血液1リットルのアルコール濃度が0.50g以上）は、1ヶ月間～6か月間の拘留又は800,000～4,000,000リエルの罰金に処する。
(改正前：6日～6か月間の拘留又は25,000～1,000,000リエルの罰金)
 - シートベルト着用義務違反
5,000リエル（運転者及び助手席のみ罰則）
 - 運転中における携帯電話通話禁止違反
3,000リエル（オートバイ）、5,000リエル（乗用車）
 - 最高速度制限
 - ・ 市街地：オートバイ及び三輪車は30km/h、四輪車は40km/h
 - ・ 市街地以外：90km/h（全ての車両）
 - ※ 速度違反の程度によって、3,000～6,000リエルの罰金（オートバイ）、5,000～12,000リエルの罰金（乗用車）が課される。
- (2) 2016年1月6日付けで、125cc以下のオートバイに限り、免許無しに運転することが可能になった。(但し、旅券等の身分証明書を携帯すること。)
※ 無用のトラブルを防ぐため、運転する際は、可能な限り運転免許証を取得することを強く推奨します。

5 事故防止対策

カンボジアは日本に比べて、交通法規に対する遵法意識が低く、無免許運転、ヘルメットの不着用、飲酒運転、定員外乗車運転等の交通違反が多いため、以下の点に注意すること。

(1) 歩行時

- 出来る限り歩道を歩く。又、幼児や子供が一緒の場合は手を繋ぐ。
- 道路を横断する時は、信号機のある場所を横断する。信号機のない場所を横断する時は、車両が無いのを確認して横断する。又、手を大きく上げて、ジェスチャーにより、道路を横断することを車両に知らせる。

(2) 車両乗降車時

- 車両乗車時には必ずシートベルトを着装する。
- モトドップ（オートバイタクシー）は、事故が発生した場合に大怪我に繋がる可能性が高い為、利用しない。

- 車両乗車時は、歩道側（右側）から乗降車し、後方からオートバイが来ないのを確認した後にドアを開ける。又、子供を車両から乗降車させる際は、ドアの開閉は大人が行う。

(3) 車両運転時

- 車を運転する際はシートベルト、オートバイを運転する時は必ずヘルメットを着装する。
- 有効な運転免許証を携帯する。
- スピードを出しすぎない。又、交通法規を遵守する。
- 夜間の運転は控える。又、止むを得ず夜間に運転する場合は、交差点の信号機が点滅信号になっていることが多い（車両双方に安全確認の義務が生じる）為、交差点に進入する際は安全確認を怠らない。
- 飲酒運転は絶対にしない。
- 日頃から車両の手入れを怠らない。
- 事故にあった場合は、早急に保険会社又は警察に通報する。

(4) その他

- レンタルバイクは整備不良の状態であることが多く、事故に繋がる可能性があることから利用しない。
- カンボジアで車両を運転する場合は、必ず当地で運転できる運転免許証（カンボジア国内運転免許証、日本の国外運転免許証）を事前に取得する。又、交通事故保険に出来る限り加入する。
- ※ 日本の運転免許証を取得している方がカンボジア国内運転免許証を取得する為には、当館発行の自動車運転免許抜粋証明が必要です。

自動車運転免許抜粋証明発給に必要なもの

- ・ 有効な旅券
 - ・ 有効な日本の運転免許証
 - ・ 申請手数料 70,000 リエル（※2017年3月31日迄に申請した場合）
- 海外旅行保険に加入する。
 - ※ カンボジア国内の医療機関で対応出来ない大怪我を負ったり、重篤な病気に罹ったりした場合、近隣諸国や日本に医療搬送する必要があります。その際、数百万円の搬送費用が掛るケースもあることから、旅行者に留者を問わず、「転ばぬ先の杖」として、緊急搬送をカバーした海外旅行保険に加入すること。